

東北農業経済学会 会則

第1条（名称）

東北農業経済学会という。

第2条（事務所）

東北大学大学院農学研究科資源環境経済学講座内におく。

第3条（目的）

農業経済および農村生活に関する調査研究、理論研究を行い、併せて会員相互の協力と親睦を図る。

第4条（事業）

下記の事業を行う。

- （1）研究会・講演会の開催
- （2）学会誌『農村経済研究』・その他の刊行
- （3）東北農業経済学会賞の授与
- （4）共同調査・研究の実施
- （5）その他必要な事業

第5条（研究会）

大会を年1回開催し、会員の研究発表および討論を行う。また、研究小集会を随時開催する。

第6条（会員）

本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。会員は、個人会員と団体会員とする。

第7条（会費）

会員は会費を納入するものとし、会費は総会で決定する。ただし、必要な経費はその都度徴収することができる。

第8条（理事）

本会の管理運営を行うため、会長・副会長・理事・監事、若干名をおく。理事・監事は総会において選出し、会長・副会長は理事の互選とする。本会の企画、会務遂行のために会長は理事のなかから常務理事数名を指名し、会長・副会長・常務理事によって常務理事会を構成する。理事の任期は2年とし、再選は妨げない。なお、必要に応じて会長指名理事を若干名おくことができる。

第9条（評議員）

本会は重要な会務を審議するため評議員をおくことができる。

第10条（顧問）

本会は関係諸機関との連携を図るため顧問をおくことができる。

第11条（名誉会員）

本会は名誉会員をおくことができる。

第12条（改正）

会則の変更は総会の決議を必要とする。

附則 本規程は、2007年9月1日から施行する。